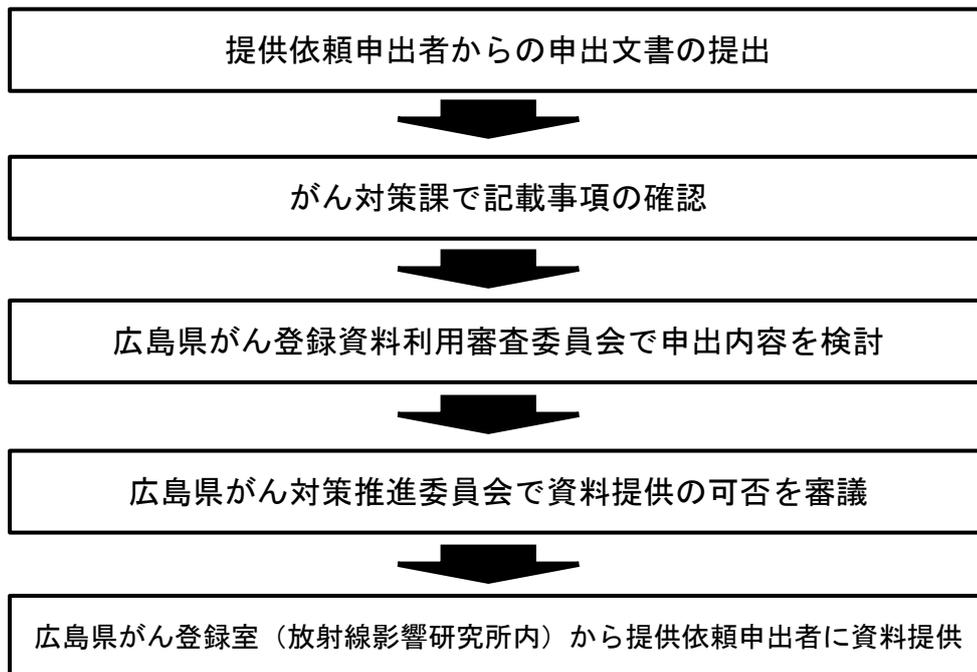


全国がん登録に係る広島県がん情報等提供の審査について

1 趣旨

- 都道府県知事は、がん登録等の推進に関する法律^{※1}（以下、「法」という。）に基づいて、当該都道府県に係るがん情報等の利用若しくは提供等^{※2}を行う場合にあっては、法第 18 条第 2 項に基づき、「あらかじめ、審議会その他の合議制の機関（以下、「審議会等」という。）の意見を聴かなければならない。」とされており、広島県においては、知事の附属機関である「広島県がん対策推進委員会」（以下、「当委員会」という。）が、この「審議会等」に該当する。
- 本来であれば、がん情報等の利用若しくは提供の求め等のあった都度、当委員会を開催して意見を聴取すべきではあるが、より専門的な見地から迅速な意見集約を行うため、がん登録の情報提供等を専門的に協議する「広島県がん登録資料利用審査委員会（以下、「資料利用審査委員会」という。）」を設置し、事前に申出内容について検討することとしている。
この度、別紙のとおり 2 通の申出があり、資料利用審査委員会で内容を検討した。
- 本日は、資料利用審査委員会の検討状況を踏まえ、当委員会としての意見をお聴きすべきところである。
しかしながら、時間も限られており、また、2 通のうちの 1 通は、指摘事項について修正中であることから、本日は、2 通の申出の概要の説明のみとさせて頂き、正式には別途持ち回りや郵送等によりお諮りすることとする。

2 審議の流れ



(参考)

※1 「がん登録等の推進に関する法律」

国民に対する「がん」、「がん医療」、「がんの予防」についての情報提供及び科学的知見に基づくがん対策を実施するために、全国がん登録によりがんの罹患、診療、転帰等の情報を収集し、その情報を分析、調査研究することで、がん対策を推進していくことを目的に平成 25 年に制定。

※2 「がん情報等の利用若しくは提供等」

- ①法第 18 条第 1 項による都道府県知事による利用等（都道府県知事自らによる利用、同条同項 1～3 号に掲げる者（独立行政法人等）への提供）
- ②法第 19 条第 1 項による市町村等への提供
- ③法第 21 条第 8 項による調査研究を行う者への提供
- ④法第 21 条第 9 項によるがん情報の匿名化若しくは調査研究を行う者への提供